補助金の補助事業、補助対象事業所、対象経費及び補助額等

感染予防対策を継続的に行うための衛生用品等を購入した障がい福祉サービス事業所・施設等に対し て必要な経費の支援を行う。(政令市、中核市に所在地のある事業所等を含む)

1. 対象となる事業所・施設

1. 対象となる事業所が		2. 基準単価(千円)	3 単位	4. 補助対象額	5. 補助率
療養介護(※3)	40 人以下	2. 基华丰価(1円)	事業所	4. 無助刈家銀	3. 悀切竿
	41人~60人	30	事業所		
	61 人以上	40	事業所		
		14	事業所		
自立訓練(機能訓練)		7	事業所		
自立訓練(生活訓練)		7	事業所		
就労移行支援		7	事業所		
就労継続支援A型		7	事業所		
就労継続支援B型		7	事業所		
就労定着支援		3	事業所		
自立生活援助		3	事業所		
児童発達支援		7	事業所		
医療型児童発達支援		7	事業所		
放課後等デイサービス		7	事業所		
短期入所(※5)		7	事業所		
施設入所支援(※3、5)	40 人以下	20	事業所	補助対象経費 (2.のとおり)の 実支出額から寄	
	41人~60人	30	事業所		
	61 人以上	40	事業所		
共同生活援助(介護サービス包括型)(※5)		7	事業所	実文出額から奇 附金その他の収 入額を控除した 額)	に定める
共同生活援助(日中サービス支援型)(※5)		7	事業所		
共同生活援助(外部サービス利用型)(※5)		7	事業所		
福祉型障がい児 入所施設(※3、5)	40 人以下	20	事業所		
	41人~60人	30	事業所		
	61 人以上	40	事業所		
医療型障がい児 入所施設(※3、5)	40 人以下	20	事業所		
	41人~60人	30	事業所		
	61 人以上	40	事業所		
居宅介護		3	事業所		
重度訪問介護		3	事業所		
同行援護		3	事業所		
行動援護 		3	事業所		
居宅訪問型児童発達支援		3	事業所		
保育所等訪問支援		3	事業所		
計画相談支援		3	事業所		
地域移行支援		3	事業所		
地域定着支援		3	事業所		
障がい児相談支援		3	事業所		

- ※1 事業所等については、令和4年5月1日から同年7月31日までの間に指定を受けている事業所等とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスに ついて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所等であって、令和4年度介護サービス事業所・施設等における感染予防支援 事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
 - ・療養介護、同行援護(基準該当含む)、自立訓練(生活訓練)(共生型・基準該当)、医療型児童発達支援、行動援護(基準該当含む)、児童発達支援(共生型・基準該当)、医療型障害児入所施設、生活介護(共生型・基準該当)、放課後等デイサービス(共生型・基準該当)、居宅介護(共生型・基準該当含む)、短期入所(共生型・基準該当)、重度訪問介護(共生型・基準該当含む)、自立訓練(機能訓練)(共生型・基準該当)
- ※5 短期入所、施設入所支援、共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設が、ポータブルトイレを購入した場合は、購入に要した実支出額の1,000円未満の端数を切り捨てた額と15,000円とを比較して少ない方の額を2. 基準単価に加算し、補助上限額とする。

2. 対象経費

令和4年5月1日から7月31日までの以下の衛生用品及び備品の購入費用

衛生用品:マスク、消毒液、個人防護具、抗原定性検査キット等 備品:パーテーション、パルスオキシメーター、空気清浄機、CO2 センサー、ポータブルトイレ